

事務連絡
令和元年10月7日

各 〔都道府県〕
〔保健所設置市〕 生活衛生担当課 御中
〔特別区〕

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

公衆浴場における衛生等管理要領等の改正の訂正について

「公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について」（令和元年9月19日付け生食発 0919 第8号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）を发出したところですが、別添1～3について、下記のとおり誤記がありましたので訂正いたします。訂正した通知別添1～3を添付しますので差し替えをお願いします。

記

正誤箇所	誤	正
別添1 公衆浴場における水質基準等に関する指針 新旧対照表P2	エ 有機物（全有機炭素（TOC）の量）は3mg/L以下、又は、過マンガン酸カリウム消費量が10mg/L以下であること。	エ 有機物（全有機炭素（TOC）の量）は3mg/L以下、又は、過マンガン酸カリウム消費量は10mg/L以下であること。
別添1 公衆浴場における水質基準等に関する指針 新旧対照表P4	イ 有機物（全有機炭素（TOC）の量）が8mg/L以下、又は、過マンガン酸カリウム消費量が25mg/L以下であること。	イ 有機物（全有機炭素（TOC）の量）は8mg/L以下、又は、過マンガン酸カリウム消費量は25mg/L以下であること。

<p>別添 2 公衆浴場における 衛生等管理要領 新旧対 照表 新旧対照表 P 24</p>	<p>4) 1 か月に 1 回以上保 守点検するとともに、室内 の温度及び湿度について 定期的に測定し、その記録 を作成し、これを 3 年以上 保存すること。<u>人に接触す るものは、入浴者 1 人ごと に洗濯したものをを用いる こと。</u></p>	<p>4) 1 か月に 1 回以上保 守点検するとともに、室内 の温度及び湿度について 定期的に測定し、その記録 を作成し、これを 3 年以上 保存すること。</p>
<p>別添 3 旅館業における 衛生等管理要領 新旧対照表 P 33 (表中の 「清掃及び消毒」欄)</p>	<p><u>気泡発生装置</u></p>	<p><u>適宜清掃、消毒</u></p>